

件名	愛媛県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>毎年実施されてきた提示平均価額の算定について、原則、3年に一度となったことに伴い、その諮問機関である愛媛県固定資産評価審議会の効果的な運営及び審議の充実化を図るため委員の任期を改正するもの。</p> <p>○改正する条例 愛媛県固定資産評価審議会条例（昭和37年10月16日条例第51号）</p> <p>○改正箇所 第4条第1項（委員の任期）</p> <p>（改正前） ⇒ （改正後） <u>2年</u> <u>3年</u></p>	
施行日	公布の日
【その他参考事項】	